

第5回 第4次泉大津市総合計画審議会 議事要旨

日 時	平成27年1月16日（金曜日） 15:30 ～ 17:30
場 所	市役所5階 第一会議室
出席者 (敬称略)	<p>会 長：澤田 隆生（泉大津商工会議所） 副会長：久 隆浩（近畿大学総合社会学部） 委 員：田中 一吉（泉大津市議会）、中谷 昭（泉大津市議会）、長田 実（泉大津市議会）、村岡 均（泉大津市議会）、堀口 陽一（泉大津市議会）、吉村 譲（泉大津市自治会連合会）、中 透（泉大津市医師会）、千百松 茅子（泉大津市民生委員・児童委員協議会）、北山 貴史（泉大津市PTA協議会）、城下 英行（関西大学社会安全学部）、山本 賢次（泉大津市）、田川 静一（市民）、久井 孝則（市民）、田々美 稔（市民）、東島 有子（市民）</p> <p>事務局：伊藤市長、樫葉総合政策部長、朝尾総務部長、迫間都市政策部長、今北健康福祉部長、上西議会事務局長、小川教育部長、古藤消防長、東総合政策部理事兼危機管理監、三井総合政策部理事、虎間企画調整課長、東山企画調整課長補佐、大内企画調整課総括主査、森田企画調整課総括主査</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長挨拶 3. 第4次泉大津市総合計画（素案）について 4. 答申（案）について 5. 今後のスケジュールについて 6. 閉会

■議事概要

1. 開会

会長挨拶

2. 市長挨拶

3. 第4次泉大津市総合計画（素案）について

- ・事務局より「資料1 第4次泉大津市総合計画素案 新旧対応表」を説明
（各委員意見・質問等なし）

4. 答申（案）について

- ・会長より答申（案）の方法及び本日の審議の進め方を説明
（各委員了承）

- ・最終答申における付帯意見（案）について

委 員：付帯意見（案）の2項目目の市民参画と協働の促進について、この総合計画は全てにおいて市民協働が前提となっているが、「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」も作成している中で、「市民」の定義が気になっている。例えば、偏った思想の人たちが、市民という立場で意見し、市政に影響を与えることはあり得るのか。

副 会 長：色々なご意見を持つ市民がおられるが、ある一部の市民の意見がそのまま通るということは

ない。市民同士の議論など様々な対話プロセスを経た上で、真の意味での市民の意見としてまとめられ、市政に反映されるものであるということをご理解頂ければと思う。

委員：理解できるが、全市民を一括りにすることには不安がある。議会を通り、条例が可決されるということは、何らかの異常な事態が発生した場合、議会に責任があるということか。

副会長：今現在でも、個人間で意見は異なるが、その違いを乗り越え、共有していくというプロセスは実践している。責任については、特定の個人や団体だけが全てを負う訳ではなく、まずは市民一人ひとりが自覚を持ち、それが集まって団体となり、更には市という集団になっていく中で、責任も（市民一人ひとりが）分担していくシステムづくりを検討していく必要があると思っている。

委員：話は分かるが、市民はそこまで成熟していない。市民協働の言葉の意味さえ知らない市民もたくさんいる。特に、総合計画素案の29頁の市民参画・協働の役割について、ある一定の力を持った団体や知識をもった人などが全てを担ってしまうという危険はないのか。42頁の青少年育成の施策についても、団体の交流について言及されているが、その団体選びについては誰がどう責任をもって選ばれるものなのか。

委員：行政としては、市民や団体のそれぞれの意見を集約することを経て、1つの意見・形を作り上げていく。特定の団体や個人が行政を動かすという事態は想定できない。

委員：社会を構成しているのは（泉大津市在住の）市民だけではなく、事業者もいらっしゃると思う。市政に参加する団体の選び方について、公募や選抜など様々な選択方法があるが、多様な市民・事業主が市政に参加することはいいことだと思っている。

委員：今日の予測不可能な事象が、いつ起こるか分からない状態の中で、何も起こらないだろうという姿勢では、市民として協力・協働していくことに不安を感じる。また、どのようなNPO法人が市政に関与するかについても、不安を感じる。条例を可決させた責任の所在と、市民の定義を明確にして頂きたい。

委員：前提としているシチュエーションが違っていると感じる。おそらく、総合計画の位置付けそのものとして、泉大津市の全市民のうち一定の人数から意見を聞き、それを基に市の方針等を作り上げていくというやり方を想定されていると思うが、そのやり方は限界がきている。今後のあり方としては、市民の中で複数のグループをつくり、個々の想いを共有し、市のめざすべき姿の実現に向けて団体や行政等がそれぞれの地区などの目標に向かって進んでいくものだと思う。先ほど意見のあった責任については、市民にあると思う。市民や市民がつくる団体が、不適切な団体が市政に参加しないように働きかけなければならない。今回の総合計画は、市民にとっては協働による役割が大きい分、責任も発生するものだと理解している。

委員：付帯意見として、市民の定義をしっかりと決めること、今回の議論の内容を議事録にしっかりと残していただきたい。

副会長：市民の定義については、パブリックコメントを提出する権利のある方ということが、分かりやすい定義かと思うが、議論が必要である。各団体の活動内容については、情報が公開され参画の機会が与えられることがポイントである。何が不適切なのかということ定義することは難しいことだが、不適切な団体や考え方に対して、相互に監視し合い、異論を唱えられる環境をつくるのが大切である。

委員：市民の定義については、議員個人によっても範囲が異なる状況であり、コンセンサスを

得ることは非常に重要である。今議論をしたところで言えば、住民登録している人だけを市民というのか、在勤者も含めるのか、意見が分かれている。市民との協働については、NPO法人やそれぞれの団体にまで言及するとすれば、テーマ別にNPOを立ち上げて関わっている人もおられるので、市民との協働の定義は広がる可能性がある。

委員：泉大津市参画及び協働の推進に関する条例を通した議会の責任も付帯意見に追記して頂きたい。

事務局：市民の定義、議事録、議会の責任の3点について指摘があったが、市民の定義については、総合計画の文中には定義は記載していないが、29頁や31頁の上部に、ご指摘の泉大津市参画及び協働の推進に関する条例を、関係条例として挙げており、この条例に則るものと考えられる。議事録については、委員皆様の確認をとった上で公開しており、修正等も受け付けている。議会の責任については、109頁にある総合計画条例で示すように、総合計画は議会の議決を受けるものとしており、3月議会に提案し、議会の可否を問うということになる。

委員：現状、市民、議会、行政のそれぞれに役割があるが、今後も同じだと思っている。市民を狭義で定義することは、それ以外の人を排除するという考えに繋がるため、定義するのであれば、できるだけ広く捉えた方がよい。条例は制定したが、議員を選んだのは市民であり市民にも責任があるし、行政にも説明責任はある。NPO法人などの団体も一定のルールの中で活動しており、それぞれが責任をもつ必要がある。付帯意見の前に素案全体が最終答申として妥当なものであるかをまず議論しなければならないのではないか。

事務局：中間答申で大きな方向性は了承いただいている。その上で、今回最終答申における付帯意見として、議論として出てきた4点を会長にまとめて頂いた。今後、会長から市長に向けて答申を行っていただくという流れになる。

委員：市民協働と言っても、物的支援や経済的支援がなければ進まない現状があり、財源の確保や計画等を実行するにあたっての継続的な進行管理が必要と考える。また、行政が丁寧に説明しても、市民に理解してもらえていないこともあるため、各施策などを「見える化」をし、理解の促進に資する仕組みづくりについて、明記して頂ければと思う。

委員：市民参画と協働について、めざすべき姿として、行政、市民等の多様な関係づくりを掲げてはどうか。その中で、各自が責任を持って行動していくことが大切ではないか。

副会長：ご指摘頂いた財政の裏づけなどのご意見は、答申本文の方に書くということか。

委員：本文に書ける方がよいが、できなければ付帯意見に書いていただきたい。

委員：総合計画では泉大津市の10年後の姿を謳っているもので、財源については実施計画の中で記載すべきではないか。

委員：総合計画の中で全てに予算措置をするということは出来ないが、基本計画や実施計画は総合計画に位置付けされていた方が、実行性が高くなる。財政といっても、予算だけではなく寄附や募金活動などもある。

委員：総合計画という10年間の中期的な計画に合わせて、健全な財政運営がなされるように、計画などを作成するのか、どのように考えているのか教えて欲しい。

事務局：総合計画はあくまでも10年後のめざす姿であり、これを完全に実現させる財政計画は作ることができない。今の財政状況に合わせて、この総合計画をバイブルにして検討す

ることになる。

事務局：付帯意見の4点目、社会情勢の変化を見据えた取り組みの推進というところで示しているのではないかと。10年の中で大きな変化があることは想定されているが、単年度ごとの予算にまで触れる内容になると表現も変わってくるだろう。

副会長：計画に基づき今後10年の様々な施策が進む中で財源の確保について、付帯意見に書き加えることで良いと思うが、実施計画についてまで言及する必要はないと思う。

事務局：頂いた意見について、事務局で整理すると、2項目目の市民参画と協働について、多様な関係を作っていくという事を記載すべきとの意見があったが、文中のどこかで表現させていただく。また、5項目目として財源措置に配慮された計画内容にするということを書き加えることでどうか。もう1点、施策の見える化に関する指摘があったが、この内容を記載すべき箇所について、皆様からご意見を頂ければと思う。

委員：3項目目の成果指標の適切な進捗管理において、継続的な進行管理と同等のものとして見える化を行うという意図で発言した。

委員：2項目目の市民参画と協働の促進について、役割が示されているという表現が2行目にある。26頁の協働の考え方の項目には、果たすべき役割と表現されている。ここでいう役割とはどの程度のものなのか。あまり強い調子で書くと、ここに記載した取り組みしかできないなどの誤解を招くかもしれない。もう少し明確に記載すべきではないか。

事務局：検討する。

委員：3項目目の成果指標の適切な進捗管理について、指標の変更にあたっては、原因と改善策を明示していく必要があるのではないかと。先ほど指摘があった責任という意味でも、市民も含めて評価した施策の指標が、市民の知らぬ間に変更されてしまえば、責任を果たしたと感してもらえない可能性もある。

事務局：指標の変更などについては、原因・改善策も示すという内容を入れたいと思う。

委員：目標値がより上がるという、前向きな見直しについてもどこかに触れられていれば良いのではないかと。

委員：行政の都合で勝手に目標が変わる事を危惧する意見が出たが、社会情勢の分析のもとで見直しは随時行うということが伝わるように、事務局で文言を考えて頂ければと思う。

委員：目標値の変更のみならず、指標の図り方自体も変えるということもありえるのか。そのようなことは本文中に書かれているのか。

事務局：113頁の目標値の設定の考え方に、成果指標の見直しについて触れている。

委員：巻末資料ではなく、本文に書くべきではないかと。

副会長：成果指標の数値の上下だけで全ての成果を測れる訳ではなく、事務事業を含め全ての評価がなされなければならない。代表指標を用いているという成果指標の意味・位置付けについて、冒頭部分で説明があった方が良い。

事務局：2頁の総合計画の策定の特長に、成果指標について書いているが、今ご指摘があったような踏み込んだ内容ではない。ここに追記することが妥当か、ご意見を頂きたい。

委員：数字というものは分かりやすい反面、挙げられている指標にのみ囚われてしまう可能性があるため、冒頭の2頁の部分などで意味合いを説明した方が良いと思う。

会長：4項目目の社会情勢の変化を見据えた取組の推進についてはどうか。

副会長：ビッグデータについて記載されているが、行政としてはビッグデータ以上に、行政が持

っているデータであるオープンデータの活用が重要である。オープンデータとビックデータを並記した方がよい。

委員：泉大津市は厳しい財政状況であり、公共施設も老朽化が進んでいる。近年は民間活力導入方式で活路を見出している事例もあるが、このことを記載すべきではないか。

副会長：先ほど財政に関する内容として5項目目を作成することとしたので、そちらに加えてはどうか。実際に、泉大津は民間活力導入の実績もある。

委員：先ほど財源措置の議論の中で寄附という方法が挙げられたが、新たな増収を図っていくということを総合計画に記載している例はあるのか。

副会長：本文中にも増収という言葉を書いている例は少ない。具体的に増収を増やすなどの表現を入れると足かせにもなるので、躊躇される団体が多い。

委員：もし書くことが難しいのであれば、付帯意見の中で考慮していく方がいいのではないか。

副会長：ふるさと納税も寄附の一つである。泉大津をもっと発信し、魅力あるふるさと納税の制度にするということを一例として増収について記載することはできるかもしれない。

委員：寄附だけではなく、財源を増やすということはとても大事である。

副会長：増収ということを様々な方法で柔軟に取り組むということに記載してはどうか。

委員：5項目目に財源の確保という具体的な表現を使うことが適切かどうかである。もう少し広い視点で着実な計画の推進のための項目として、新たな行政手法の研究を促す表現にしてはどうか。

副会長：2項目目の参画と協働も金銭に関わる話になる。市民が労力や知恵を出すことによって、支出の抑制に貢献する部分もあるため、それを踏まえて財政面の工夫をしていくということも、新たな公共の1つの側面ではないかと思う。行政が公共事業、サービスに税金を使う時代ではなく、やれる人がやるということを手早く実践していくものだと思う。

委員：1項目目の市民への周知について、丁寧な周知に取り組みたいと記載してある。総合計画の周知の方法はホームページへの掲載や全戸配布など、様々な手段を用い工夫することであることを明記して頂けたらと思う。

会長：本日いただいたご意見は、責任を持って取りまとめますので、答申の取りまとめについて私へ一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

全員：異議なし。

会長：それでは、答申の取りまとめは、責任をもってさせていただきます。

5. 今後のスケジュールについて

会長：1月23日（金）に答申書を市長に提出する。ぜひ、各委員にも同席いただきたい。